

行政

天草市男女共同参画  
審議会委員を募集

市では、男女共同参画社会を総合的に推進するため、「天草市男女共同参画審議会」を設置しています。  
今回、同審議会の委員を募集します。

- ▼応募資格Ⅱ 市内在住で20歳以上の人。
- ▼募集人員Ⅱ 2人。
- ▼任期Ⅱ 2年。
- ▼報酬(日額)Ⅱ 6,000円。
- ▼会議の開催Ⅱ 平日の日中に年3回程度開催。
- ▼応募方法Ⅱ 市男女共同参画センター(ぼぼらす)または各支所担当課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、応募の動機を800字程度にまとめたものを添えて、8月20日(金)までに、同センターへ提出してください。なお、応募用紙は市のホームページからも取得できます。
- ▼(郵送・持参)〒863-0003 3市内東町13-1 天草

市民農園を利用しませんか

野菜や花の栽培を通して自然とふれあう「市民農園」を開園しています。今回は、9月1日から平成26年3月31日までの利用者を募集します。

■場所・募集区画数  
牛深町(砂月海水浴場付近)…3区画。

- 1区画の面積=30~50㎡。
- 利用料金=1㎡あたり100円(年間)。
- 申込方法=8月28日(金)までに電話で本庁(別館)・農業振興課へお申し込みください。

圖本庁(別館)・農業振興課

特設人権相談所を開設

市内の人権擁護委員の皆さんが、人権問題や家庭問題、金銭問題などの相談に応じる特設人権相談所を開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

◆特設人権相談所の日程

期 日	場 所
8/5(月)	一町田地区コミュニティセンター(河浦町)
8/6(火)	牛深総合センター
8/20(火)	新和町民センター
8/28(金)	市男女共同参画センター(ぼぼらす)

※時間はいずれも午前10時から午後3時まで。

圖天草人権擁護委員協議会  
(熊本地方務局天草支局内) ☎2467

「議会報告会」を開催します

市議会では、市政の諸問題に対処するため、市民の皆さんと直接市政全般にわたって自由に情報、意見を交換する「議会報告会」を開催します。皆さん、ぜひご参加ください。

◆議会報告会日程

地 区	と き	と ころ
本渡北	8/6(火) 19:00~	本渡北地区コミュニティセンター
本 町	8/20(火) 19:00~	本町地区コミュニティセンター
一町田	8/21(水) 19:30~	一町田地区コミュニティセンター
楠浦・大浦 須子・赤崎 上津浦・下津浦 島子	8/23(金) 19:30~	有明町民センター

圖本庁・議会議務局

市男女共同参画センター(ぼぼらす)  
【FAX】☎3055  
【電子メール】danjyokurodo@city.amakusa.lg.jp  
圖市男女共同参画センター(ぼぼらす) ☎8200

県内のホームページからも取得できます。  
※なお、揚水設備の吐出口の断面積が125cm<sup>2</sup>(口径約12.6cm)を超える場合は、県知事の許可を受ける必要があります。  
圖本庁・市民環境課/県環境生活部環境局環境立県推進課 ☎096(333)2272

農薬の適正な処理を  
お願いします

農薬は必要な量を購入し、使い切りが原則です。農薬が残った場合は、農薬を購入した販売店を通じて農業メーカーに処分を依頼するか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。

散布後の残液や器具の洗浄液を飲食品などの空容器へ移し替えたり、河川への流入を起さないように、適正な処理をお願いします。

圖本庁(別館)・農業振興課



児童扶養手当の現況届のお知らせ

児童扶養手当を受給している人は、8月中に現況届の提出が必要です。受給している人には、7月下旬に通知を発送していますので、必ず指定の受け付け窓口で手続きをすませてください。

～児童扶養手当とは～

18歳(18歳到達年度の末日)までの児童、または20歳未満で一定程度の障がいがある児童を監護している受給資格者(父、母、または養育者)に対して、要件を満たしている場合に支給します。手当を受給するためには、申請手続きが必要です。

ただし、受給資格者または児童が公的年金や遺族補償を受けることができる場合、または児童が公的年金の子の加算対象になっているときは、児童扶養手当の支給対象にはなりませんのでご注意ください。

支 給 要 件

- ① 父母が婚姻を解消した児童(事実婚も含む)
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

圖本庁・子育て支援課/各支所担当課

お盆のし尿関係許可業者の休業日

休業日前の緊急なくみ取りには対応できない場合がありますので、早めに申し込んでください。皆さんのご協力をお願いします。

地 区	許 可 業 者	種 別	休 業 期 間	電 話 番 号
本 渡	協業組合 本渡清掃公社	し尿 浄化槽清掃	8/14(金)~8/16(日)	☎3355
	(有)牛深清掃公社	し尿		☎6202
牛 深	(有)牛深環境整備センター	浄化槽清掃		
	(株)熊本メンテナンス	し尿 浄化槽清掃	8/13(木)~8/15(土)	☎0346
有明 御所 倉岳 栖本	(有)天草衛生設備工業	し尿	なし(通常どおり)	☎0488
	(有)大栄クリーン工業	浄化槽清掃		☎0489
新和 五和	(有)丸野衛生社	し尿 浄化槽清掃	8/14(金)~8/18(日)	☎0077
	(有)河浦衛生	し尿		☎0128
天 草	(有)河浦環境清掃公社	浄化槽清掃	8/13(木)~8/15(土)	☎0611

圖本庁・環境施設課